# 新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱

平成29年4月13日付28産労農森第1172号

(通則)

第1 新製品開発による多摩産材普及事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、新製品開発による多摩産材普及事業実施要綱(平成29年4月 13日付28産労農森第1170号。以下「実施要綱」という。)に基づき、多摩 産材 を利用した魅力ある製品開発に係る経費を補助することで、商品化・実用化 を図り、多摩産材の利用拡大を図るものである。

# (補助金の交付対象)

- 第3 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、実施要綱第6 に基づき知事が支援の決定をした事業とする。
- 2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費(以下「補助対象経費」という。)であって、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)及び法人その他の団体の代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

### (補助対象経費等)

第4 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、補助金の額は500万円を上限とする。

## (補助金の交付申請)

- 第5 補助金の交付を受けようとする事業実施主体(以下「申請者」という。)は、 実施要綱第6により決定された後に、次の書類を知事に提出しなければならない。
  - (1) 補助金交付申請書(第1号様式)

- (2) 暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどを記した誓約書(第1号様式の 2)
- (3) 事業計画書(第2号様式)
- (4) 収支予算書(第3号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

## (補助金の交付決定)

第6 知事は第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に補助金交付決定指令書(第4号様式)により補助事業の実施主体(以下「補助事業者」という。)に通知する。

## (申請の取下げ)

第7 補助事業者は、補助金交付決定指令書に係る補助金の交付決定の内容及びこれ に付された条件に対して不服があり、補助金の交付決定を撤回するときは、交付決 定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなけれ ばならない。

なお、交付決定前に申請を撤回するときも、その旨を記載した書面を知事に提出 するものとする。

## (事情変更による決定の取消等)

- 第8 知事は、交付の決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務及 び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金の交付をすることができる。
  - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - (2)補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払 に要する経費

## (交付決定内容の変更)

第9 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、速やかに変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
- (2) 事業費の30パーセントを超えて変更しようとするとき
- (3) 補助事業の経費区分ごとの配分額の30パーセントを超えて変更しようと

するとき

- 2 前項の申請に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 3 知事は、第1項による変更承認申請を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知する。

### (事業の中止)

- 第10 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申 請書(第7号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査を行い、適当と認めたときは、中止承認通知書(第 8号様式)により補助事業者に事業の中止の承認を通知する。

### (事故報告等)

- 第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂 行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事 に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者にその処理について指示をする。

## (遂行状況報告)

第12 補助事業者は、知事の要求があったときには、事業の遂行状況について、知 事に報告しなければならない。

### (補助事業の遂行命令等)

- 第13 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容 又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にこれらに従って遂行すべきことを命ずる。
- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一 時停止を命ずる。

#### (実績報告)

第14 補助事業者は、その事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第15 知事は、第13の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の 審査及び必要に応じて現地調査をを行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内 容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知する。

## (補助金の請求)

第16 補助事業者は、第15の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書(第 11号様式)を提出する。

## (補助金の支払等)

第17 知事は、第16に規定する補助金交付請求書が提出された後、補助金を支払 うものとする。

# (是正のための措置)

- 第18 知事は、第15の審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及 びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適 合させるための措置を命じることができる。
- 2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には、第15の規定を準用する。

## (交付決定の取消し)

- 第19 知事は、補助事業者が次の各号いずれかに該当する場合には、補助金の交付 決定の全部又は一部を取り消す。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2)補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団等に該当するに至ったとき。
  - (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助 金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第15の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

### (補助金の返還)

第20 知事は、第19の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知する とともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

#### (違約加算金及び延滞金)

第21 補助事業者は、第20の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その 命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(そ の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)に

- つき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

## (違約加算金の計算)

第22 第21第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## (延滞金の計算)

第23 第21第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## (他の補助金の一時停止等)

第24 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞 金の全部又は一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業 について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一 時停止、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

#### (状況報告)

第25 補助事業者は、本事業の効果を確認するため、事業を実施した翌年度から起算して3年間は、設定した多摩産材利用量の達成状況、開発製品の販売促進活動、多摩産材の認知度向上及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組(PR活動)を状況報告書(第13号様式)により各年度の翌年度5月末までに知事に報告するものとする。

#### (改善措置)

- 第26 知事は、設定した多摩産材利用量が実績と比較して低調である場合は、その 原因を調査・分析するとともに、改善措置等を講ずるものとする。
- 2 低調である場合とは、設定した利用量の達成率が単年度で50%未満となった場合とする。

- 3 知事は、前2項の場合には、補助事業者に対し、中小企業診断士(中小企業支援 法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従 事する者)等による経営指導及び事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利 用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む 目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施するよう指導するもの とする。補助事業者は、その結果について、改善措置報告書(第14号様式)によ り知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変 化等、事業主体の責に帰することのできない予測不能な事態によるものを除く。
- 4 補助事業者は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して3年間、改善措置に対する状況を達成状況報告書(様式第15号様式)により、知事へ報告するものとする。
- 5 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合に は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

## (帳簿の整理、管理等)

- 第27 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して3年間整備保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

# (他の規定との関係)

第28 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別にこれを定める。

#### 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3関係)

	区分		内容
技	術 者	給	技術を有する者(主任技師、技師、撮影技師等)の労賃とする。ただ
			し、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び
			退職給与引当を含まないものとする。
賃		金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社
			会保険料の事業主負担分を含むものとする。
謝		金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び
			指導者等の謝金とする。
旅		費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者
			等の旅費とする。
需	用	費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等
			とする。
役	務	費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料(自動車損害賠償責任
			保険料等)、自動車重量税及び自動車取得税等、試験に必要な機具機械
			等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加的に必要となる人的サ
			ービスに対して支払う経費、実証に必要な認証申請等の手数料の経費と
			する。
委	託	費	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、コンサルタント等の
			委託料とする。
使用料及び賃借料			会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械機具等の借料及び損
			料、試験器具・機械等借上げに要する経費とする。
そ	の	他	別途協議のこと